

職務分掌規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の組織及び職務分掌を明確に規定し、各部門の遂行すべき基本的な任務を定め、組織的かつ効率的な業務運営を図ることを目的とする。
- 2 各組織単位は、常に本連盟の業務活動が有機的に行われるよう相互の関連業務で協調しなければならない。
 - 3 臨時に必要な場合は、常務理事会の決議により変更又は特別の職務を設け、又は所定業務に関し特例を定めることができる。

(定義)

- 第2条 本規程において、専門委員会とは、定款第42条に定める専門委員会をいう。
- 2 特別委員会とは、定款第43条に定める特別委員会をいう。
 - 3 事務局とは、定款第38条に定める事務局をいう。

第2章 専門委員会、特別委員会及び事務局の関係

(専門委員会)

- 第3条 各専門委員会の委員長は、定款第42条、本規程、職務権限規程及び専門委員会規程に基づき、会長から委任を受けた範囲で専門的分野における業務を執行し、委員は委員長の業務執行を支援する。
- 2 事務局は非常勤である専門委員会の委員長及び委員を補助する。

(特別委員会)

- 第4条 特別委員会は、定款第43条及び各特別委員会規程に基づき、理事会の諮問機関として特定の専門事項について調査研究、協議及び審査を行い、理事会に意見を具申する。
- 2 事務局は非常勤である特別委員会の委員長及び委員を補助する。

(事務局)

- 第5条 事務局は、各専門委員会の業務執行機関として所管する業務を補助する。
- 2 事務局は、各特別委員会の諮問機関として所管する業務を補助する。
 - 3 事務局は、専門委員会及び特別委員会に委任されない事業及び管理に関する業務を所管する。

第3章 組織

(組織図)

第6条 本連盟の組織図は、別表(一)のとおりとする。

(専門委員会の設置及び所管事項)

第7条 本連盟の専門委員会及びその所管事項は専門委員会規程に定める。

(特別委員会の設置及び所管事項)

第8条 本連盟の特別委員会及びその所管事項は特別委員会規程に定める。

(事務局の機構)

第9条 事務局に総務部、経理部、強化部の3部を置く。

第4章 職務分掌

(所管事項等)

第10条 各専門委員会の所管事項は専門委員会規程において、各特別委員会の所管事項は特別委員会規程において定める。

2 常務理事会、会長、副会長、専務理事、常務理事、専門委員会委員長、事務局長及び事務局次長の職務権限は別表二のとおりとする。

(事務局が行う補助業務の調整)

第11条 事務局が専門委員会及び特別委員会の所管業務を補助するにあたり、各専門委員会、特別委員会との間で業務の調整を行うものとする。

第5章 雑則

(改 廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(雑 則)

第13条 本規程に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は、会長が定める。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

2 本規程は、2015(平成27)年6月13日より一部改訂施行する。

3 本規程は、2018(平成30)年4月1日より一部改訂施行する。

4 本規程は、2024(令和6)年10月12日より一部改定施行する。

公益財団法人日本水泳連盟 組織図

